

みんなで子育て応援山口県

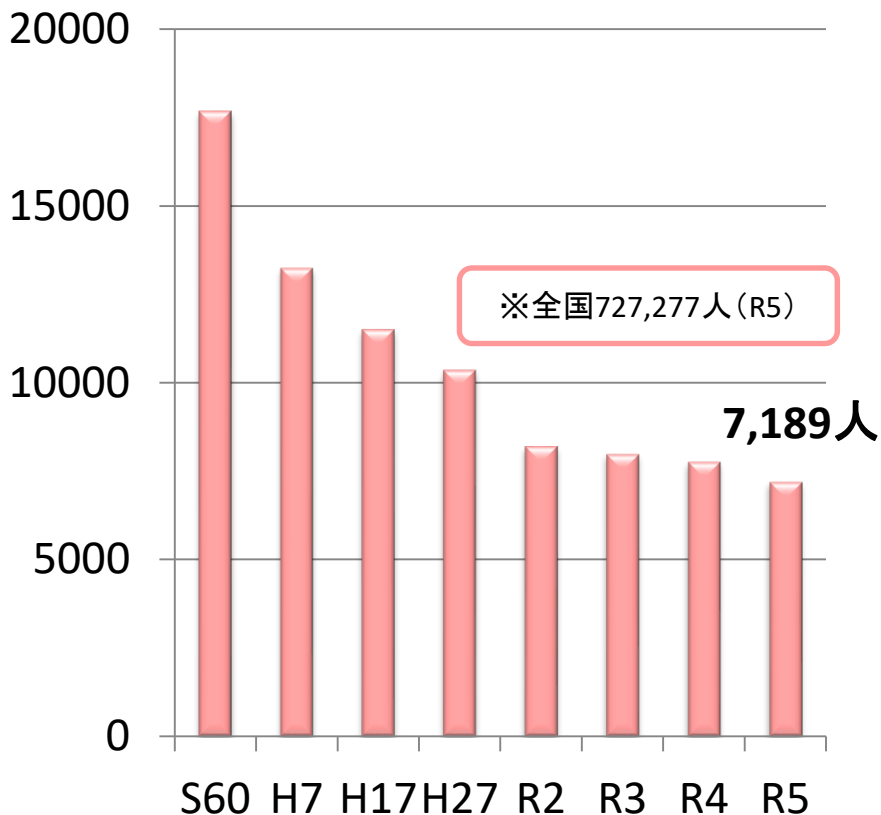


令和6年度やまぐち子育て連盟総会

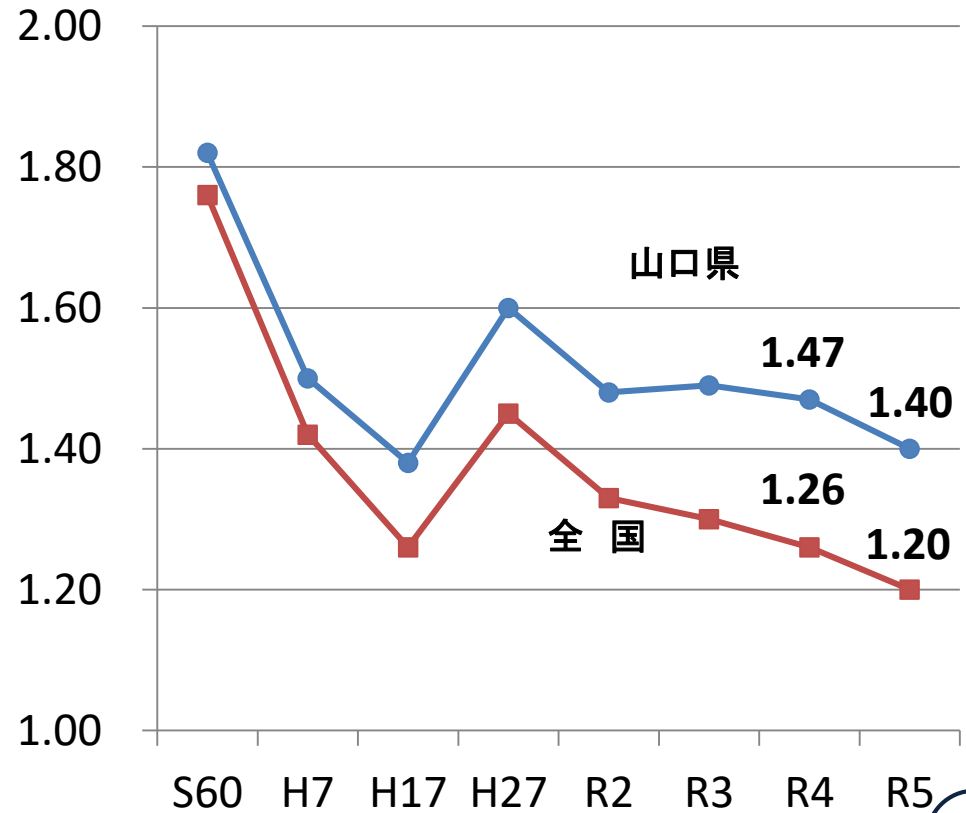
令和5年人口動態統計（概数）について

- 本県の出生数は、3年続けて8千人割れ（7,189人）
- 合計特殊出生率についても、前年から0.07ポイント下降（1.40）

出生数 推移（山口県）



合計特殊出生率 推移



令和6年度の子育て支援・少子化対策の取組について

誰もが安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境づくり、児童虐待防止体制や子どもの居場所づくり、仕事と育児・家事の両立を可能とする共育社会の実現に向けた取組を強化します。

●結婚、妊娠・出産、子育て応援

結 婚

◆『やまぐち結婚応援センター』を核とした支援の強化

新 大規模婚活イベントの開催
新 圏域ごとのマッチングイベントの開催

◆ 婚活応援隊による結婚応援
◆ 結婚応援企業の実践推進
◆ 結婚応援パスポート制度運営



妊 娠・出 産

◆『やまぐち版ネウボラ』の推進・体制強化 ◆子育てAIコンシェルジュの運営
◆SNSを活用した産婦人科・小児科医によるオンライン相談窓口の設置

◆ 周産期医療体制の充実
◆ 不妊治療への助成
◆ 不育症検査の助成
新 生殖補助医療への助成
◆ 新生児スクリーニング検査
新 拡大マススクリーニング検査
新 分娩時の交通費等の支援
新 特定妊婦等の支援拠点整備



子 育 て

◆『学校内子育てひろば』の開設支援
◆やまぐち子ども・子育て応援ファンド
◆やまぐち“とも×いく”の推進
◆多子世帯への祝品等贈呈
新 第2子以降の保育料無償化
新 保育士の独自加配を支援
新 保育士の確保対策の充実
◆多様性に配慮した遊具の整備等への支援



●困難を有する子どもへの支援

拡 児童虐待防止対策の推進
拡 ヤングケアラー相談支援体制の拡充
新 子どもの居場所づくりに向けた体制整備や取組の支援
◆ ひとり親家庭等への支援

◆ SNS相談窓口の整備

◆ 社会的養護の充実

●働き方改革の推進

新 男性育休の取得促進や子育てしやすい職場環境づくりに取り組む企業等の支援
◆ 働き方改革の実現に向けた企業の実践の支援
◆ 女性の新規就業促進

◆ 子育て女性の活躍応援

若い世代等の結婚の希望を叶えられるよう、やまぐち結婚応援センターを核とした出会いから成婚までの一貫した支援を強化

※県内4箇所（山口・岩国・下関・萩）

◎実績（R6.3.31現在）

会員数 686人、マッチング数 9,325件、交際成立件数 2,131件
結婚報告件数 226件



○やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」の運営

新出逢いませ山口大作戦の実施

- ・大規模婚活イベント「やまコン in 海響館」の開催【新規】
- ・やまぐちマッチングイベントの開催【拡充】

○やまぐち婚活応援隊による結婚応援

○やまぐち結婚応援パスポートの展開



安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりを推進するため、妊産婦等を切れ目なく支える「やまぐち版ネウボラ」の推進等、妊娠前から出産期、子育て期にわたる切れ目のない支援の取組を推進。

○ 妊娠・出産・子育て包括推進事業

- ・妊産婦等を切れ目なく支える「やまぐち版ネウボラ」の推進や、体制整備に向けた会議の開催

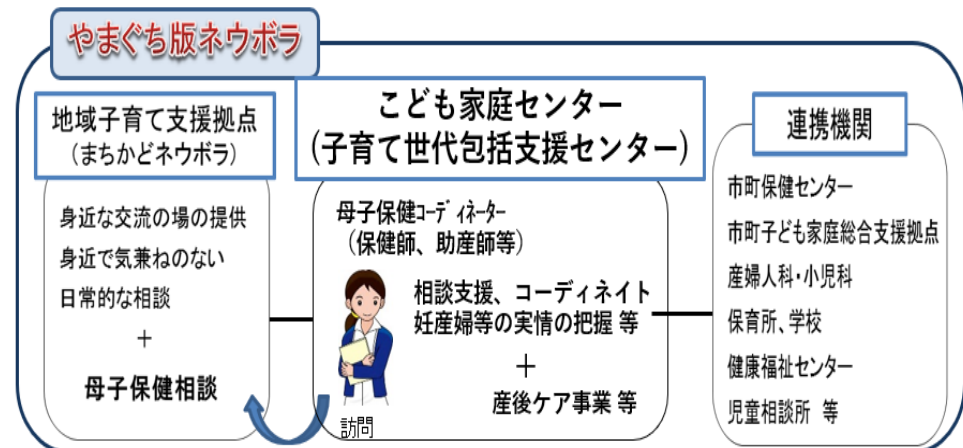
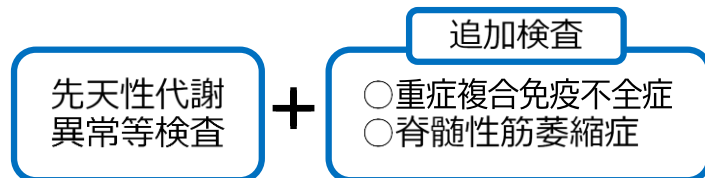
○ 新生児スクリーニング検査事業

- ・先天性代謝異常等検査の実施、新生児聴覚検査の実態把握と体制整備

新 拡大マススクリーニング検査実証事業

- ・国の実証事業を活用し、新生児スクリーニング検査の対象疾患(2疾患)を拡充した検査の実施

<新生児スクリーニング検査>



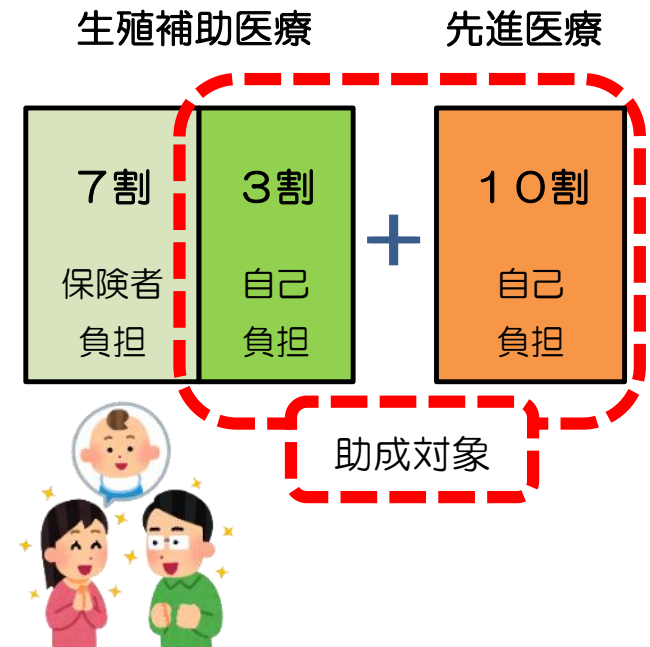
※ネウボラ：フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、妊娠期から就学前にかけて、自治体が切れ目なくサポートするしくみ・拠点

新 しあわせ運ぶ妊活応援事業

安心して不妊治療を受けられる環境を整備するため、生殖補助医療及び生殖補助医療と併用して実施される先進治療に係る費用の一部を助成。

○保険適用の生殖補助医療に係る自己負担分や生殖補助医療と併用した先進医療に係る経費に対し助成

区 分	生殖補助医療	先進医療
医療保険	保険適用	保険適用外
対象治療	採卵、体外受精、顕微授精、胚移植 等	タイムラプス、子宮内膜刺激術 等
補助対象	保険の自己負担分	治療費全額
補助上限	6万円／回	20万円／回



新 やまぐち子育て応援第2子以降保育料無償化事業

少子化のトレンドを反転させるため、地域全体で子育て世帯の経済的負担の軽減を図る新たな対策として、本県独自の保育料無償化を実施。

新 第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに無償化を実施

【開始時期】令和6年9月



	第2子		第3子以降	
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上
国制度	保護者負担あり (半額)	保護者負担あり (全額)	無償	保護者負担あり (半額)
現状の県制度	支援なし	支援なし	(国制度により無償)	保護者負担の 全部又は一部を支援

新たな県制度の創設	無償化	無償化	(国制度により無償)	無償化
------------------	------------	------------	------------	------------

注) 新たな県制度では、所得制限及び扶養児童のカウント要件に関わらず、無償化を実施

※認可外保育施設の利用者

【助成限度額】一般認可外:42,000円／月 企業主導型:37,100円／月

保育士がこども主体の保育業務に注力できる体制を整備するため、保育士の独自加配及び保育補助者等の配置、マネジメント支援を実施。

新 保育士独自加配事業

配置基準を満たす職員を配置し、かつ3歳未満児クラスへの加配を要件に、施設の定員規模に応じた保育士の加配を支援

【国の配置基準（R6.4.1～）】

4・5歳児	25 : 1	3歳児	15 : 1
1・2歳児	6 : 1	0歳児	3 : 1

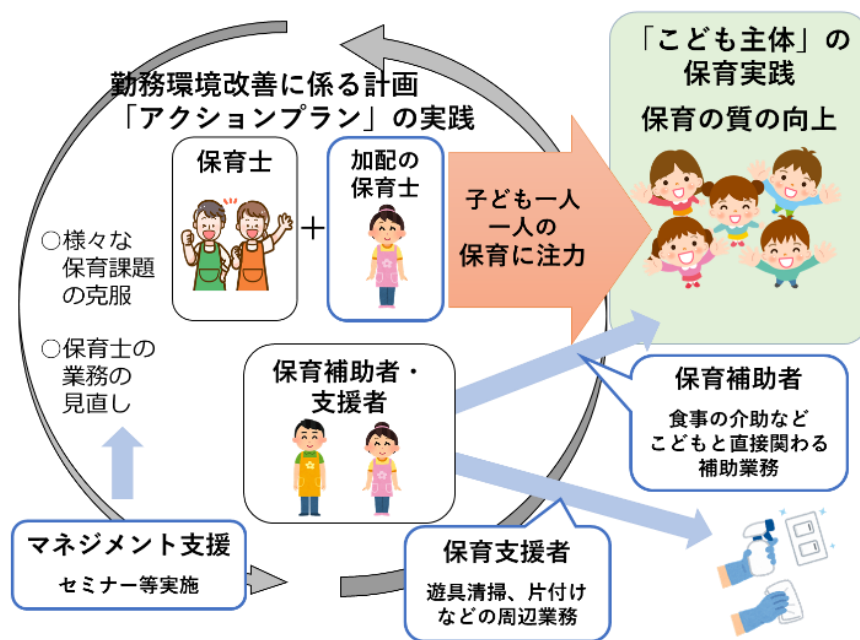
+

3歳未満児クラスへの保育士加配

○ 保育課題克服！人員体制強化事業

保育補助者等を配置する施設を支援

- ・健康支援のための看護師、保育士等
- ・医療的ケア児への対応のための看護師
- ・片付け等保育周辺業務の支援のための子育てサポーター ほか



新

保育の担い手全力サポート事業

保育士の確保及び定着を図るため、県内保育士養成施設の学生を対象とした返還免除要件のある無利子貸付事業に、新たに県外養成施設の学生を対象とし、保育の担い手の新規開拓を実施。

○ 県内向け修学資金貸付事業

- ・県内養成施設の学生に対して、返還免除要件のある無利子貸付を実施

新 県外向け修学資金貸付事業

- ・県外養成施設の学生に対して、返還免除要件のある無利子貸付を実施



区 分	県内養成施設	県外養成施設
貸付件数	100人 (新規・継続各50人)	60人(新規60人) ※R7以降は新規30人
対象経費	修学資金:月額5万円以内 入学・就職準備金:各20万円以内	
貸付期間	2年間を限度	
利息	無利子	
返還免除要件	県内の保育所等で保育士として原則 5年間従事	

全ての子どもが、安心・安全に過ごすことができる多くの居場所で、様々な学びや多様な体験活動の機会に接しながら成長し、主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、「こどもの居場所づくり」に向けた市町や民間団体等の取組を支援

＜こどもの居場所づくりを推進するための環境整備＞

○コーディネーターの配置（10名）

居場所づくりに関する相談対応、現状や課題把握、新たな居場所や担い手の発掘等

○居場所づくりに向けた啓発・情報発信

啓発セミナーの開催や優良事例の収集、啓発ブックの作成等

○開設・運営に関するセミナー等の開催

開設・運営に関する専門セミナー、ボランティアセミナーの開催等

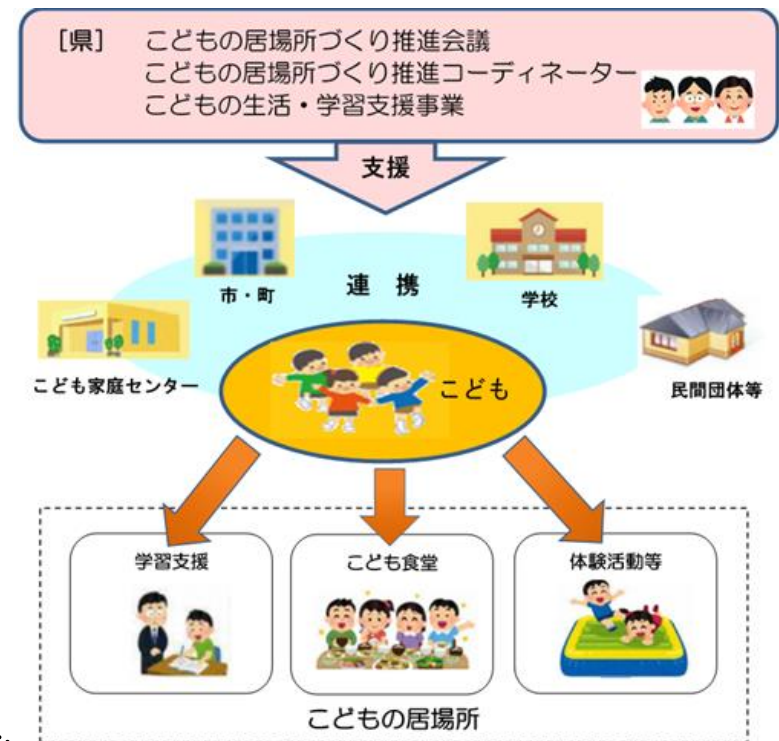
○こどもの居場所づくり推進会議の開催

施策の企画・立案や取組の進行管理等

＜市町が実施するこどもの居場所づくりへの支援＞

○こどもの生活・学習支援事業

生活習慣の習得や学習支援、食事や体験の提供等に取り組む市町を支援



支援人材の育成や専門相談窓口の整備等を行うことで、家事や家庭の世話などを日常的に行うヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげる体制を整備

○関係機関職員に対する研修

福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員に対して、ヤングケアラーの把握の着眼点や多機関連携による支援に関する研修を実施するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターを講師として派遣する出前講座を実施

○相談支援体制の整備

- ・ヤングケアラー・コーディネーターを配置する専門相談窓口を開設
- 新** 子どもが相談しやすい環境づくりに向け、相談電話をフリーダイヤル化
- ・ピアサポート活動やオンラインサロンの運営を実施

※ヤングケアラーとは

家事や家族の世話、介護等のために子どもらしい生活を送ることができない子ども



育児休業の取得促進や共育てしやすい職場環境づくりに取り組む企業等を支援するとともに、共育てを支えるサービスの創出を支援し、男女ともに仕事と育児・家事の両立可能な社会の実現に取り組みます。

1 育児休業の取得促進

- ▽「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推奨する企業等を登録し、奨励金を支給
 ○育休取得を推奨する企業の奨励



- 男性の育児休業取得の実績に応じて奨励金を支給（従業員 300 人以下の企業等に限る。）

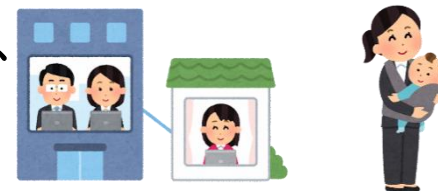


育休取得を推奨する行動計画を策定	10万円	育児休業取得者に対し、企業等が手当等を支給した場合の実費（最大3,000円／日）	1社あたり上限額 1,095千円
育休取得者の業務を代替する対価として手当等の支援策を規定するなどの取組強化	10万円 加算	育児休業取得者が通算90日（3か月）以上の育児休業を取得	50万円

2 共育て職場環境づくりの支援

- ▽テレワークや子連れ出勤に係る環境整備、育休からの職場復帰の支援等、企業等の育休取得や共育て職場環境づくりに対する補助金の交付

〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 1,000 千円



3 共育てをサポートするサービスの創出を支援

- ▽企業等の共育てをサポートする職場環境づくりに役立つサービスを新たに実施する事業者に対する経費の補助

〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 3,000 千円



